

Title	近代日本の二重規範：性と家族をめぐる諸相
Sub Title	Double standard in modern Japan : variation of sex and family
Author	菅野, 聡美(Kanno, Satomi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1994
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.67, No.12 (1994. 12) ,p.407- 430
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	内山秀夫教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19941228-0407

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近代日本の二重規範

——性と家族をめぐる諸相——

はじめに

一 江戸時代までの性風俗と性規制

二 明治以降の性の活用と隠蔽

(1) 生殖としての性

(2) 快楽としての性

(3) ダブル・スタンダードの延長線上にあるもの

三 国家の性管理に対する反動と反抗

(1) 民衆の反抗

(2) 知識人の反抗

(3) 正当化志向の弱点

おわりに

菅
野
聡
美

はじめに

近代日本における性のありようと、その原因、及び国家の作為との関連を探るのが本論文の主題である。日本において性は、各方面で負性をおわされてきた。まず、国家にとっては、最大の抑圧・管理の対象であった。戦前日本国家が執拗に取り締まった風俗とは、すなわち性風俗であったのである。アカデミズムは一般に性の問題を避けてきた。性と取り組む人は少数派である。そこには、性を卑俗なものとする心性があるだろう。

また、世間一般には、性に対する「臭いものには蓋」式の隠蔽主義が蔓延している。性風俗や裸体が氾濫する現在日本の状況は、隠蔽主義の裏返しなのである。隠蔽が規範であるからこそ、露出が世間の耳目を集め、興味本意に取り扱われる。そして、「性の乱れ」を糾弾する側は、紋切り型の「良識」を盾にすることに終始し、性を正面から論ずることができないでいる。また、既存の性道徳を侵犯する側にも確たる理論は見受けられない。たとえば、性を肯定的に扱う多くの雑誌は、セックス・テクニクに終始し、性とは何かという本質的な問題に答えず、フェミニズムは性を正面から取り上げるが、快楽としての性を軽視していると思われる。

しかも、キリスト教のように性行為を罪悪視する宗教が不在の日本においては、記紀神話を始めとして、歴史的には随所に肯定的な性意識が見受けられるのである。つまり、性のタブー化は日本においては極めて近代の産物と思われる。

なぜ性が政治思想史の対象になるのか、という問いには次の指摘をもって答えとしたい。社会問題と性の問題は「ごちらの『問題』も、こわごわ沈黙を守ることなどによっては隠しきれない市民文化のよわい側面、いやむしろ腐敗した側面を示している。この側面を力に訴えずに克服することができるには、それを文化問題として論じる以外はない。」⁽¹⁾また、中国戦線での日本軍の行状の影響は戦後に及んでいるのに、日本思想史の問題として扱ったものがない

という指摘もある⁽²⁾。

そして、「性的関係を蔑視せる日本人は、其性的生活に於て、清教徒のごとく潔癖なりやと云ふに、それは云ふ迄もなく正反対だ。今も昔も、女でなければ夜の明けぬ国である。……一面に於て性的関係を甚だしく排斥し侮蔑しながら、他の反面に於て男女の風紀が他の文明国に類ひなき程に乱れてゐる⁽³⁾」という状況は大正時代から現在まで連続と続いている。つまり、表だって論じられることは少ないが、近代以降の日本では、性をめぐる様々な事象が無数に存在しているのである。

だが、こうした個々の事実の掘下げが本稿の課題ではない。事実の精緻な実証は別の機会、もしくは別の人に譲ることとして、本稿においては個々の事象を関連づけてトータルに捉えることを目的とする。いや、ばらばらに点在する事柄の構造を把握するという試みのためのラフスケッチをまず描くといったところである。

(1) ニーケ・ワグナー『世紀末ウィーンの精神と性』(筑摩書房、一九八八年) 一二頁。

(2) 河合隼雄「強姦と日本思想史」(『思想の科学』一九八五年四月) 二頁。

(3) 厨川白村『近代の恋愛観』(改造社、大正二年) 七七八頁。

一 江戸時代までの性風俗と性規制

さて、日本において性が負性を背負わされたのは近代のことであつたと述べたが、それ以前の性のありようを概観することから始めよう。

日本の古代では、性のタブーはほとんどなかったと思われる。性のタブーはただ二つ、母子相姦と獣犯せる罪のみで、直系血族間と同母兄弟姉妹間を除き、通婚は自由であつたのだ。古代の日本人は、性に対して寛容であり、性を人間の自然な性情として肯定的に捉えていたと言える⁽¹⁾。むしろ、性愛こそ人生の第一義的なものとしていたと言つて

も過言ではあるまい。ゆえに『万葉集』の大半を占めているのは性愛の歌である。

そして平安時代は「恋愛自由の時代」であった。「婚姻の制度は女子の淑徳を認めたるも、再婚は封建時代の如く賤悪せられざるのみならず、未婚の女子と男子との間は男子既婚と未婚とを問はずして恋愛の自由を認められたり、既婚の女子にありては、多情男子の恋愛に対するや、封建時代の如く凜乎たる婦徳を死守するの概あるにあらざして、却つて多情男子の求めに応ぜざるの無情を敢てするのを慚ずるの態を示す、感情偏重は当時の趨勢なり、而かして社会道徳は恋愛に対して封建時代の如きものあらず、恋愛は自由なり、王朝時代の最盛時なる藤原時代は自由恋愛の頂点なり。恋愛の自由あるがために熱烈なる愛情は発生せず、愛情は極めて散漫なり『此の世をば我が世と思ふ』と謂はれた藤原全盛時代であつた。宗教は現世教であり道徳は寛大で思想は楽天的で、物質は豊富で風紀は自由であつたので源氏物語の如き当代文学の代表傑作もあつたのである。」

こうした性愛の自由に著しい変化が生じてきたのは武士の時代が到来してからである。まず、武士が勢力を維持するために財産は分割相続から単独相続になる。この過程で女性は財産相続権を喪失し、それに伴つて地位が低下していった。かくして女性は、独立性を喪失し政略結婚の道具として財物視されることになった。「家」の継承という観点から血統が重視され、ゆえに妻の姦通は重大な罪悪とされ、戦国時代には死刑に値する行為と見なされるようになった。女性の自由恋愛は、「家」の存続に反するため禁じられたのである。また、夫や父の死後に、その所領を相続し、地頭職を継いで公務を管理する女性も出たが、「家」を背負うために、必然的に貞操観念も強固になり、また、「家」の滅亡に殉ずる場合も多かつた。一二三二年の貞永式目では未亡人の再婚が禁じられている。いずれにせよ、女性の自由の度合いは確実に狭まったのである。

これに対して、男性にとっては子をもうけることが最大の仕事で、一夫多妻は道徳的義務ですらあつた。ここに、性道徳における男女のダブル・スタンダードが成立したのであつた。しかし、これは武家社会の話であり、農民の間

では古来の伝統が続いていた。

そして江戸時代にはいると、戦闘がなくなつたために過去の主恩の累積を強調する以外に奉公の義務を主張する方法がなくなり、身分秩序の確立の必然性はさらに強まった。そこで、武家の正規の結婚は、社会の維持のために統制される。大名の正妻は、多くの場合將軍家の「おあてがいぶち」であるか「お家」繁栄のための政略結婚によるものであった。それゆえ、そこには恋愛や快楽の介在する余地がなく、こうした欲求が妻以外の女性に求められることになるのは当然のなりゆきであった。

かくして女性は、生殖担当と快楽担当とに二分された。もっとも、お家の事情いかんによっては妾の子が家を継ぐことになるので、快楽を担う女が生殖部門に進出することは、さほど珍しいことではなかった。しかし、生殖のみを担当する正妻は、正統な血統の子を産むことだけを要求された。これは、貝原益軒の『女大学』の七去の三に、「淫乱なれば去る」⁽³⁾とされたことから伺われる。

人間の根源的な要求を根絶させることは、徳川將軍といえども不可能であるがゆえに、男性には婚姻以外の性関係に関する無制限の自由が与えられた。これは、家制度の存続にも抵触しないので、社会的了解事項になつたと言える。だが、女性に同じ自由を認めることは秩序の崩壊につながるるので、女性の婚外性関係は不義密通で、現場を押さえれば相手ともども殺してもよいという妻敵討ちが一七世紀半ばには定められたのであった。

一方、農村社会では一九世紀半ば頃までは恋愛結婚が普通であった。「好き合った者同志が結婚するというのが当然であるとするのが、古来の日本人の婚姻観念であつた」し、「よばいの便宜のために、年頃の娘はなるべく入口に近いところに寝かせるというのが、その親たちの心づかいであつた」⁽³⁾。従つて、処女性に価値を置くという意識も存在していなかった。そして、若者組の自主管理に基づく自由な男女交際が展開され(よばいの申込の諾否は女性の自由であつた)、若者宿や娘宿は、性教育の場としての機能も果たしていた。

若者宿等のない都市の民衆の場合には、艶本や枕絵が性教育の役割を果たし、男女交際の場の欠落は遊廓が補った。表面的には儒教的モラルを装いつつ、快樂としての性行為は重視するという二面的な町人道德が花開いたのが元禄時代であった。町人たちは盛んに廓で遊ぶ。

遊廓は、その機能を端的に言ってしまうえば売春産業である。だが、生殖とは切り離された快樂としての性を受け持つ点では同じでも、売春とひとからげにくることからは、こぼれ落ちるものがある。未婚男女の交際が自由に行われる機会の乏しかった時代には、遊女は恋愛の相手でもあった。「御意の通りうり物とは申ながら。神仏の奉加と同じことで。かね出しながらおがまするは恐らくせかいに傾城(4)ばかり。」(4)と言うように、遊女は、娼婦でありながら崇拜の対象であり、廓という「辺界の悪所」の女王として君臨していたのである。そこは、「日常的に存在する非日常な場」ゆえ、「現世における日常の論理を超越」した約束ごとが大事にされており、そのルールを破るのは野暮と退けられた。

つまり、かつて遊蕩は、洒落、通のデリカシーを要求する知的遊戯であった。日本の娯楽に特徴的な求道者意識があった。(6)「生の充実を求めて娯楽の『道』に入り、日常の道德を忘却し、実利を放棄し、ついに権力をも無視するに至る。これこそ、江戸時代の民衆が、日常生活の閉塞による生の不満を娯楽によって充実させようとするはげしい欲求のなす業である。」(7)

しかし、高度な精神性を要求する快樂の場は、現世を支配する論理、即ち財力なくしては足を踏み入れることのできぬ場であった。かくして「廓の論理にいれあげれば日常の身は滅ぶ。身が滅べば、現世の喜見城に遊ぶこともできなくなるが、それを承知で野暮は否定した」(8)結果として、心中に至るケースも出てくる。

ところで、売春は女性をトータルな人格として捉えずに一部分のみを金銭によって買い取ると言う点で否定されるべきであろう。だが、江戸期の遊女は、美の権化として、今日の売春にはない高貴な輝きを放っていたのである。悪所

はどこまでいっても悪所であろう。しかし、悪所が至高の文化にまで高められていた過去の伝統は葬りさることはできまい。

遊廊は擬似恋愛の場であるハレの空間として、固有な美意識に基づく特異な文化を現出せしめたのであった。そして、ハレとケの相克の果てには、日常を捨てて心中に至る者すら現れ、廓の蠱惑に武士までもが吸引されるに及ぶ。しかも、太宰春台が『独言』で「浄瑠璃の盛んに行われてより此方、江戸の男女、淫奔すること数を知らず、元文の年に及びては士大夫は言うに及ばず、貴き官人の中にも人の女に通じあるいは妻を盗まれ、親族中にて姦通するの類い、いくらという数を知らず、是れまさに淫楽の渦なり。」と述べるように、ことは廓内に収まらなかつた。

業を煮やした幕府は、一七二二年に心中の禁令を発する。その内容は、心中浄瑠璃及び演劇の厳禁。「心中」という言葉自体が、二字を合わせると「忠」となるから不埒だと、「相對死」に改称された。さらに一七四二年の御定書百ヶ条では、心中者の弔いを禁じ、一方だけが死亡すれば生存者は殺人犯とし、双方生存の時は三日間日本橋の傍らに晒した上、非人の手下にすると定めた。武士の場合はお家断絶である。それは、心中が体制の根幹をなす家制度と身分秩序を揺るがせるためであった。

- (1) このことを最も如実に示すのは、『古事記』のイザナギ・イザナミの男女二神の交合による国産み神話であろう。
- (2) 大道和一『情死の研究』(同文館、明治四四年)七〇八頁。
- (3) 和歌森太郎『日本風俗史(下)』(有斐閣、一九五八年)六五五頁。
- (4) 近松門左衛門『けいせい反魂香』(近松全集)第五卷、岩波書店、一九八六年所収)三九二頁。
- (5) 広末保『辺界の悪所』(平凡社、一九七三年)一九頁。
- (6) 日本の娯楽の特徴は「娯楽行為の技術的な実行満足、たとえば『通』になること、『段位』をもらうことなど、すべて『道』としての習得と完成の過程において、生の充実感を体験する一点にあるとの指摘がある。(南博「娯楽の肯定と娯楽の否定——江戸時代における娯楽思想によせて——」『思想』一九六〇年五月五四七頁。)

(7) 南、前掲五四七頁。

(8) 前掲『辺界の悪所』二四頁。

(9) 心中は、天和より享保初期にわたる三〇年間大阪で流行し、享保五(一七二〇)年に近松の「心中天の網島」が出た頃を境によりやく下火になるが、今度は江戸に飛び火して享保年間にいたって著しい流行となる。実際の心中を題材にした近松作品に刺激されて、さらに心中が発生するという循環構造があった。(小林隆之介『情死者』文芸資料研究会編集部、昭和三年、四二〜四四頁。)

二 明治以降の性の活用と隠蔽

(1) 生殖としての性

さて、武士は見合い結婚、農民は恋愛結婚という図式にも変化が生じてくるのが一九世紀末である。貨幣経済の浸透と交通手段の発達によって生活圏が拡大するにつれて、寝宿を中心に展開されてきた村落社会の性にも変化が生じてくる。村外婚の増加である。遠方婚姻は本人よりも家の意志が優先し、従って、村落社会でも当初は上層の裕福な階層から始まった。それは、婚姻の管理を受け持っていた若者組の権利喪失を意味し、若者組は次第に無意味な社会集団へ転落していった。

こうした変容を決定づけたのが明治政府の諸政策であった。明治民法の規定した家族制度は、「旧武士層(主として明治の貴族、官僚を構成した)の家族秩序を政府公認の理想的家族の姿として定着したもので、「明治政府の権力を支えるイデオロギーの地盤」⁽¹⁾であった。つまり、一億総サムライ化が国家権力によって推し進められたのである。具体的には、婚姻は父母または後見人、親族会の同意を必要とするとされ、女性には一人前の人間としての権利が与えられず、女性にのみ姦通罪の規定があった。家制度における婚姻は、子をつくり祖先の祭りを絶やさぬ「孝行」の為の手段であったので、個人の意志よりも家の都合が優先されたのである。⁽²⁾

そして、家制度確立とともに、性は忌むべきもの、恥ずべきものとしてタブー化され、隠蔽されていた。具体的に性の隠蔽化の過程をみると次のようになる。まず明治二年の出版条例で「淫蕩ヲ導クコトヲ記載スル者軽重ニ随ツテ罪ヲ科ス」とされ、明治四年に「淫蕩ヲ導ク」語の規制。明治六年の発行条目で「衆心ヲ動乱シ淫風ヲ誘導スルヲ禁ス」。さらに明治八年の出版条例改正で「淫褻俗ヲ乱ルノ凶書」が禁止。明治一三年の太政官布告改正で「風俗壊乱」が初登場。同年の旧刑法では「猥褻」の語が初登場する。明治一六年の新聞紙条例で「猥褻ノ文辞凶画及誹謗ヲ寓シタル戯画ヲ掲載スルコトヲ得ス」とされ、明治二六年の出版法で、「安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壊乱スルモノト認ムル文書凶画ヲ出版シタルトキハ内務大臣ニ於テ其ノ発売頒布ヲ禁シ其ノ刻版及印本ヲ差押フルコトヲ得」となった。注目すべきことは、墮胎の方法等を紹介する事も風俗壊乱と規定された点である。これは、民法の規定する婚姻制度と性の隠蔽化が表裏一体の施策であることを示唆していると言える。婚姻とは、家の存続のためであり、そこでの妻の第一の役割は後継者を産むことであった。つまり、妻の存在意義が生殖に限定されたがゆえに、妻の避妊は、家制度にとって本質的な自己矛盾となるのだ。そもそも個人の恋愛や快楽を婚姻に結びつけることは、家よりも個人を優先する発想となる。それを避けるべく、快楽と生殖は分断され、男性の婚外性関係は家に直接の影響がないので反倫理とはされなかったのである。

(2) 快楽としての性

同時に明治政府は、それまでの庶民の、性と性器を崇拜する素朴で天真爛漫な考え方や開放的な性風俗を悪習として徹底的に弾圧する。たとえば、枕絵の弾圧。性教育のテキストであった艶道物も、明治学制下で焼却された。若者組の「かつぎ出し」を略奪婚と称して禁じたのが明治五年である。この頃までに、男女の混浴が禁じられ、男女分離政策が推し進められる。また、各地で道祖神や門松の禁止や、家相や人相見の禁止、産小屋と若者組の廃止など伝統

習俗撲滅がなされたのである。⁽³⁾ また、欧化政策の一環として、キリスト教的な、性欲に対する罪悪感や禁欲主義にたつ性意識が採用されたという側面もある。

だが、禁止と罰則だけで民衆を抑え続けることには無理がある。そこで国家は民衆の性的快楽に対してアメとムチを用意していた。このアメに相当するのが、公娼制度の温存である。明治五年の娼妓解放令と明治三三年の娼妓取締規制で日本国に人身売買はなくなったはずであった。だが、娼妓の自由の確保というのは空文であり、貸座敷業と名を変えて国家公認のもとに営業されたのである。

さて、江戸が明治になっても、籠の鳥である遊女の生活に変わりはなかったが、しかし、そこには大きな変容が起こってきた。「男女七歳にて席を同じうせず」という道徳意識と、若者宿撲滅による婚姻ルートの消滅によって、男女が出会い交際する機会はほとんどなくなる。それを埋め合わせるものとして公娼制度が認められた。従って、女を買うことは、江戸時代の廓遊びのような贅沢な遊びではなく、庶民にとって日常的な性欲処理に過ぎなくなったのである。

売春空間のハレからケへの変質によって、非日常の場独自のルールで遊ぶ粋の精神は失われ、異空間の女王であった遊女は、ただの売春婦へと転落した。快楽としての性を金銭で提供する女は、社会の必要悪として存在を認知され、国家によって管理されながら、徹底的に賤視される。「共同便所」と言われた従軍慰安婦まではあと一步である。

男性の婚外性関係は、脱日常か擬似非日常にとどまり、そこでの慰安が日常保全機能を担うものであった。これに対して、女のそれは家制度への反逆、反日常となるがゆえに、国家は伝統的売春産業を保全し、むしろ安全弁として活用しつつ、女性には片務的性道徳を押しつけたのであ⁽⁴⁾った。こうした二重規範の貫徹が、戦時下においては従軍慰安婦を、敗戦においてはR A A(特殊慰安施設協会)を生んだと言える。

(3) ダブル・スタンダードの延長線上にあるもの

従軍慰安婦の具体的な人数や創設方法については未だ全貌が明らかではないが、現時点で次のことは確定的事実と認めてもよいだろう。すなわち、従軍慰安婦創設は表向きはどれいあれ国策であったこと。その業務は軍人の性欲処理であり、その意図は、治安対策と性病予防にあったこと。(慰安施設がなければ、日本軍の行く先々で婦女子に対する暴行が多発するであろうことは、南京事件で実証済みであった)動員された女性の多くは、職務が売春であることに合意していなかったこと。慰安婦は正規の軍務ではないため、邦人外国人を問わず今日まで何らの補償もなされなかったこと。「聖戦を完遂する皇軍兵士」という大義名分ゆえに、慰安婦及び慰安施設の存在は国内でいっさい報道されなかったこと。⁽⁵⁾ここに見られるのは、国家は男性の快楽としての性は否定せず、積極的に処理機関を設けることすら行いながら、その存在を隠蔽し、国家の関与を否定するという二重性である。つまり、国家の施策は、性的なものを根源的には認めながら、それに負性を付与しておとしめる、つまり、性を介入利用しつつ隠蔽するという意味で二重規範であり、さらに男女に異なる性道徳を要求するという点でも二重規範であり、また、女性にも、娼婦と妻とで二重規範が適用されたと言える。

そして、一部の女性を暴行から守るために、別の一部の女性を強制売春に駆り立てるといふ女性の二分割を行った。つまり、本当に守りたかったのは国家の体面であり、個人の性的快楽の追求が国家への脅威となると認識するや、おとしめてきた売春業にまで手を染めるといふ冷徹な性管理政策をとっている。それを、戦時中という異様な状況下、あるいは戦前の軍国主義日本の問題と捉えるのが誤りであることは、敗戦後のR A A創設を見れば明らかである。R A A (Recreation and Amusement Association)「すなわち特殊慰安施設協会」は、占領軍の上陸に際して、連合軍將兵による日本婦人の暴行を阻止すべく急遽創設された、占領軍専用の売春施設である。内務官僚の発案により、警視庁が実際に動き業者に委託して、経費は大蔵省からの肝いりで日本勧業銀行から三三〇〇万円の融資を受け、(当時の大

蔵省主計局長池田勇人は日本女性の貞操が守れるなら安いもので一億円で出すと言っている。敗戦後二週間足らずで創立にこぎつけたのであった。⁽⁶⁾

RAAの趣意書には、指導委員会は「内務省、外務省、大蔵省、運輸省、東京都、警視庁等の各関係係官をもって組織す」。「畏くも聖断を拝し、茲に連合軍の進駐を見るに至りました。一億の純潔を護り以て国体護持の大精神に則り、先に当局の命令をうけ東京料理飲食業組合、東京待合業組合連合会、東京接待業組合連合会、全国芸妓屋同盟会東京支部連合会、東京都貸座敷組合、東京慰安所連合会、東京練技場組合連盟の所属組合員を以て特殊慰安施設協会を構成致し、関東地区駐屯部隊将士の慰安施設を完備するため計画を進めて参りました。」とある。

昭和二〇年八月二八日には、当局者と業者が宮城前に慰安婦を集めて設立宣誓式を行い、君が代を斉唱した。声明文にいわく、「時あり、命下りて、予てのわれらが職域を通じ、戦後処理の国家的緊急施設の一端として、進駐軍慰安の難事業を課せらる。命重く且つ大なり、同志血盟して信念の命ずる処に直従し、昭和のお吉、幾千かの人柱の上に、狂瀾を阻む防波堤を築き、民族の純血を百年の彼方に護持せんとす」。⁽⁷⁾

ところで、RAAの慰安婦は「特別挺身隊員」と呼ばれ、一般婦女子の貞操を守る「肉の防波堤」とされたが、実態を知らずに応募した(女事務員募集としていた)。大半の女性は全くの素人で、家族を失い生活に困っていたために職務内容を知っても泣く泣く勤めたと言う。つまり、ここでも守られる女性と、他の女性を守るために「防波堤」の詰めに石にされる女性との差は紙一重である。RAAには最盛期には七万人、昭和二一年三月に性病蔓延のため米軍側から立入禁止令が出された閉鎖時には五万五千人の慰安婦がいた。当初は「国家のため」とおだてあげながら、閉鎖となるや何らの補償もないままに放置し、国家の関与を否定するという構造は従軍慰安婦と全く同じである。

付け加えれば、女性を快楽と生殖の機能に分断し、快楽をむさぼりつつもおとしめるという二重性は国家の独占ではなく、国民一般にもあまねく浸透していたと言えよう。

「母」と「女」とが分化してそれぞれ反面的に醸成されてあったと思える日本の民衆のイメージ形成は、そのまま日本近代の精神構造を写し出してはいなかったろうか。」⁽⁸⁾

- (1) 川島武宜『イデオロギーとしての家族制度』（川島武宜著作集）第十卷、岩波書店、一九八三年）二〇一頁。
- (2) 同書、一〇一頁。
- (3) 遠方婚の普及によって若者組の婚姻管理権が失われた結果、元来は「非常に規律正しいものであった」よばいも、「無規律な、放縦なものになることをいじめなかった。」つまり、「てんでんばらばらに、幾人もの女を訪れるといったような無軌道な若者のよばいも見られるようになった。それがまたいわゆる識者の輿論をかって、よばいは不道徳な行為であると思われるようになってしまった。」（前掲『日本風俗史』（下）六五五〜六五七頁。
- (4) たとえば、風俗壊乱の「道徳に反する行為」の例として「婚姻関係以外の性行為」が挙げられているが、「単純なものは国家は別に干渉せず、各人の道徳的自制に委ねてゐる。」としたうえで、「有夫の婦の私通は所謂姦通で、刑法で処罰される。」とある。
- (5) 従軍慰安婦について一つ挙げるなら、千田夏光『従軍慰安婦』正・続（三一新書、一九七八年）が最も適切と思われる。
- (6) RAAについては次の文献が詳しい。
ドウス昌代『マッカーサーの二つの帽子』（講談社文庫、一九八六年）（『敗者の贈物』講談社、一九七九年の改題改訂版）、
鍋本清一『秘録進駐軍慰安作戦』（番町書房、一九七二年）、
小林大一郎・村瀬明『みんなは知らない！ 国家売春命令』（雄山閣、一九六一年）。
- (7) 千田夏光『オンナたちの慟哭』（汐文社、一九八一年）二二二頁。
- (8) 石子順造『俗悪の思想』（太平出版社、一九七一年）七五頁。

三 国家の性管理に対する反動と反抗

(1) 民衆の反抗

(一) 家の解体

大正五年頃から人工の流動化、都市集中が進み、大量生産に伴う大量の賃金労働者が発生する。そして大正も一〇年代になると、「多数の男は女を扶養するだけの財力を持たぬ事になり、「共稼の条件に依つて、初めて結婚が可能になつて」きた結果、「女に対する男の所有権が神聖味を失ふのは当然」で、「女としても、自分で働いて自分で食つて行ける以上、何も男に縛られてゐる筈はない。」という状況になつた。⁽¹⁾

「今日の労働者や勤人の家庭を見てごらん下さい。家風などといふものは特別にない。家風の出来る程古い家庭ではない。……我々の家族には、家長権などといふそんな野暮な、ひとりよがりのもは実在しない。かせぎ人の家庭などでは、夫婦で共かせぎをやつてゐるから、家長などといふ概念が第一存在しない。」⁽²⁾と云うように、民法に規定された家制度は、実質的には解体しはじめた。

(二) 性欲出版物の興隆

風俗壊乱罪や猥褻罪の規定にもかかわらず、大正時代には性に関する出版物が氾濫する。「衛生に名を借りた卑穢な読物の流行」と「風俗を紊す出版の激増」(『都新聞』大正九年七月六日)が見られ、「近來性教育の美名に匿れて売らん哉式の書籍が無数に刊行され其の悉が十何版は愚か何十と版を重ねて居る」(『中央新聞』大正一〇年七月三日)傾向は婦人雑誌にも及んだ。「近事我邦に行はれてゐる婦人雑誌の多数のものは、互に先を争ふて性慾の問題に関する非科学的の事項を掲載し」⁽³⁾、『夫婦間の危機を救ひ』『家庭の和楽』を齎らすといふ高尚な目的のもとに極度に野卑な、挑発的な文句を列ねた広告によつて性記事の公開を天下に誇る⁽⁴⁾のであつた。

確かに、その内容には興味本意の低俗なものも多かった。だが、「今まで極端に神秘扱いにされたところの、性の科学の幕が切って落された刹那に、どこまでもそれを科学的に知ろうとする願いは、人生の合理性を基調とする現代では何よりきままりきった話」⁽⁵⁾であり、「民衆が封建的禁欲主義の拘束から解放したセックスの前科学的な神秘性のベールをはぎとろうとする猟奇性や既存の形式主義的權威の価値否定を行おうとする破壊性などはかならずしも否定されるべきではない」のである。⁽⁶⁾つまり、一連の性欲出版は、国家が押しつけてきた性道徳に対する民衆の無意識の反抗であり、タブーからの解放という側面をも有していたのである。

(三) 家族制度からの逸脱

そして、「この頃ふえた自殺者の七割は情事関係」「姦通事件の警察生告訴急増、月平均八〇〇件」〔読売新聞〕大正二二年八月四日「日本離婚で世界一、五万八千件」(大正五年一〇月二十九日)というように、制度的婚姻から逸脱する事例が目立ってきた。情死や姦通は、経済を中心とする結婚制度と人間自然の愛情との間に起こる矛盾衝突の結果と言える。

さらに、大正末期に登場したモダン・ガールにいたっては、生殖役割を否定し快楽を追求する。しかも、モガの自由恋愛は結婚からも切り離されていた。「モダン・ガールは、女性の特権である母性愛を自ら放棄した女である。のみならず、母となることを嫌悪する女である。子孫繁殖の観念なくして恋愛する女である。」⁽⁷⁾モガに見られる貞操観念の減退は性の商品化にもつながり、批判されるべき面もある。しかし、生殖を目的としない性的享楽を女性が男性と同等に追求しだしたことは、男女に異なる性道徳を押しつけた国家に対する反抗であったとも言えよう。

「かくも片務的で、かくも人格と恋愛をふみにぢつた、かくも得手勝手な貞操の圧制に対して、目ざめた現代の女性が、力一杯の叛逆を企てるのは、まことに止むを得ない自然の力」⁽⁸⁾であり、「現今でやかましく指弾されるころの、貞操の破綻と、恋愛の乱舞は、決して破綻でも乱舞でもない、それは古く歪んだ不合理な社会習慣を打ち破つて、正しい貞操と正しい恋愛に撓をもどすための、恋愛権取もどしの運動」⁽⁹⁾なのである。

性欲記事は、大衆の知識開眼であり、本音の解放であった。女性の婚外性関係は、家制度への反逆であると同時に、女性が性道徳に関して男性並みになることを意味していた。以上の現象は、権力に対する自覚的反抗というよりは、抑圧に対する反動と言ったほうが的確であろう。その結果、エロ・グロ・ナンセンスに象徴されるような、無軌道・退廃ぶりを示すことにもなったが、そのこと自体が、国家の周到な性管理の限界、人間の根源的欲求のコントロール・オーバ―の露呈と言える。つまり、国家権力のいかなる規制も封じ込めることのできない、人間の性に対する要求が噴出したと言える。次に、知識人の自覚的・論理的な反抗について述べることにする。

(2) 知識人の反抗

(一) 恋愛結婚論（快楽と生殖の結合）

恋愛に基づかない結婚の現状に対しては多くの知識人が批判を加えている。「我国在来の結婚法は非常に不幸なもの……愛を中心にしてないで、家名とか金とか義理とかを中心にして居る」⁽¹⁰⁾。「妻となるは女として最も安定確実な生活法である」⁽¹¹⁾と言われるように、多くの女性にとって結婚は生活手段であり、そのために、妻とは「唯だ良人たる男子に隷属してその性慾に奉仕する妾婦となり、併せてその衣食住の日用を便する台所婦人を兼ねる」存在となっていた⁽¹²⁾。現状の婚姻を否定し恋愛に基づく結婚を主張することは、分断されていた快楽としての性と生殖としての性を、婚姻の中に統合することを意味する。しかし、快楽と生殖の統合だけでは問題は解決しない。産む性である女性は、生殖の自由を手にいれないかぎり解放されないのである。また、快楽と生殖が常にセットであることは、自由な恋愛結婚といえども個人にとって足かせとなる面がある。従って、一旦は一体化された快楽と生殖を、婚姻の枠内で切り離し、それぞれの自由を追求する主張として産児制限論を位置づけることができるだろう。

(二) 産児制限論

先にも述べたように、国家は墮胎方法の紹介も風俗壞乱として取り締まりの対象とした。そして、アメリカの産児制限論者サンガー夫人の来日した大正一一年前後には、産児制限の必要が識者間で盛んに説かれていた。サンガー夫人入国に対して国家は、旅券に査証を拒んでまで阻止しようとしたが、結局産児制限宣伝の公開演説をしないとの誓約で入国が認められた。⁽¹³⁾ 国内でも安部磯雄らの日本産児調節研究会など実地的な運動が展開されたが、肝心の実行方法は不確実で、しかも、言論規制により具体的な避妊法は伏字だけで意味不明という状況であった。そこで、本論文では、産児制限の方法ではなく、その論拠に焦点を合わせることにする。

産児制限を主張する論拠は次のようなものであった。まず第一に、養育責任という観点からの産児制限の主張である。たとえば、「十分に養、教育する見込みが立つだけに、出産を制限するといふ責任意思が父母には必要」だし社会にも必要で、⁽¹⁴⁾「我国の如く、子孫繁殖に粗製濫造の弊が行はれて居る国に於ては、優良の子供をヨリ少く生む事こそ奨励すべき事にして」⁽¹⁵⁾「現在の如く、経済上の圧迫の激しい時に於て、中産以下の家庭にあつては、三児制を理想とす可き」⁽¹⁵⁾というものである。

第二に、個人の選択の自由に基づく産児制限論がある。たとえば、「子供を産みたくない時には産まぬ、生みたい時には産む、そして産む以上はそれが為に生活の困難に陥らぬやう、社会が十分の保護をして呉れるのが当然だと主張したい。」⁽¹⁶⁾「結局子供をうむとうまぬは夫婦の自由」⁽¹⁷⁾で、人間は種馬ではないのだから、遺伝的病を持っていても結婚の自由は当然だといったものである。

第三に、男性との不平等を正当化する根拠となった生殖から女性を解放するための産児制限論がある。現在の「社会そのものは、生殖生活から遠いところまで進んでいるにかかわらず、女子だけが生殖生活の近所をウロウロしているので、取り残されてしまった」⁽¹⁷⁾。従って、「女子の解放は、社会事情が女子を、その生殖専門の生活から解放せしめ

ることを前提とする⁽¹⁸⁾。「いったん生殖生活の外に出てしまえば、男であり女であることのために何の違ったことがあろう。男と女との絶対的の差別は……女は妊娠し、男は妊娠しない、という一事だけである。」つまり、今ある性差は相対的で「社会的状況さえ違えば直ちに消滅してしまう差別」なのである。⁽¹⁹⁾

(三) 制度・教育・モラル批判

以上述べてきた恋愛結婚、生殖の自由を手にいれるためには、民法を始めとする制度及び教育と道徳観の変革が必要となる。何と言っても批判の鋒先が向けられるのは家制度であった。「家族主義は家長専制の制度」だから、「いかに自由と慈愛に富んだ家長でも」、その「与へる自由は、その専制を条件としての自由」⁽²⁰⁾なのである。現民法では「婦人にとっては結婚ということとは、同時に他家に入り他家の人となること」であり、法律上の妻の地位は無能力者であるから、「婦人の隷属的精神の排除は家族制度すなわち戸主権制度の廃止からはじめなければ根本的ではありません⁽²¹⁾。」しかも愛なき結婚をした男性は、婚姻外で恋愛の自由を享受するのに、女性は「婚姻外に於て恋愛の自由を享受することは、道徳上に於て禁じられて居るのみならず、法律上に於ても厳酷な制裁を加へられて居る⁽²²⁾。」という不平等がある。また、教育は学校も家庭も「婦人を人格視せずして物質視し男子の遊樂の道具、人類生殖の器械として、専らそれに適應するやうに婦人を……養成してゐるとしか思はれません。」⁽²³⁾そして、女子のみに求められる、結婚前の処女・結婚後の貞操という道徳は「奴隷制御の方便」⁽²⁴⁾であり、処女を「花や雪や鱈や茄子の初物と同じやうに珍重する」のは、「人間の享樂、賞翫、愛好の目的物として、『初物』を尊重する」という一種の侮辱と批判された。⁽²⁵⁾

結局、家制度が子供の血統を重視するために、女性にのみ貞操が要求されるので、批判は女性のありかたを規定している国家体制全体に向けられる。「教育に男女の共学を許さず、法律に母権と父権を同視せず、国民に華族と平民の階級が区別され、労働者、学生、婦人のために治安警察法が撤廃されず、舅姑の権力が良人及び実の父母よりも上位にあり、普通選挙や労働組合の実現が拒否され、公娼制度がますます政府から保護され、凶書や絵画の上に降される

官憲の無理解な発売禁止や閲覧禁止が依然として止まず、新聞までが華族や資産階級に対して貴族的敬語を用ひ⁽²⁶⁾ている日本の国家システムが問題なのである。

(四) タブーへの自覚的挑戦

体制への反抗には、タブーの侵犯、暴露という方法もある。このスタイルで鮮やかに国家と対決した一例として梅原北明を取り上げよう。梅原北明は、「軟派本の書き手であり、翻訳者であり、出版者であり、投獄、罰金など出版法違反のレコード・ホルダー⁽²⁷⁾」である。

北明は、早稲田大学中退後、雑誌記者を経て大正一四年に『デカメロン』の翻訳者として文壇の一角に現れた。次いで『ロシア大革命史』(朝香屋書店、大正一四年)を編訳刊行し、同年、『文芸市場』を創刊する。この雑誌は金子洋文との専任編集で、村山知義、今東光、佐々木孝丸、井東憲らが参加し、社会主義者と新感覚派と軟派文献出版者の、この期間だけしかない混在であったとされている⁽²⁸⁾。

北明の最大の仕事は好色文献の執筆と刊行であったが、徹底的に贅を凝らした豪華本を作り、堂々たる新聞広告を出した点で、同種の出版物とは一線を画していた。また、明治新聞資料の体系的編纂(『明治性的珍聞史』『明治大正綺談珍聞大成』『近代世相全史』など)も行ったが、これは、隠蔽されてきた性を明るみに出すことによって、国家が依拠する性道徳を転倒する企てであったと言える。ゆえに、「まばゆいばかりのエロティシズムは、謹厳なる『士族の家風』への一打である。醇風美俗という美名のもとに、形式的な規律を重んずる『封建的家族制度』への一撃である。」⁽²⁹⁾との評価も首肯できる。

北明本人は、『談綺館秘史』宣伝パンフレットで、「先日、帝国主義統治下の名誉ある学者と計らずも図書館で相会したが、彼は本書の生原稿をしぼし読み耽った後、『君、焼き捨て給え。この文献は君主国への冒瀆だ』と絶叫した。即座に僕は『御用学者ならいざ知らず、人間が人間の赤裸々な好奇心を研究するのには何の遠慮があろう、学問の世界

に道徳が干渉してたまるか』とこの偽善学者の奴にうそぶいてやったが、その通り、本書では世の紳士淑女の偽善の正体なるものを徹底的に曝く。」と宣言している。

(3) 正当化志向の弱点

以上、大正から昭和初期にかけて現れた、既存の性道徳や性の扱いに対する様々な異議申し立ての諸相を追ってきた。国家の掲げる規範に不満を抱き反発した点は同じでも、それらは一つの流れを形成する方向性を持たなかった。ここに見られるのは、民衆と知識人との乖離である。「我々には恋愛——それはそのまま性慾ではないが、とにかく一種の浪漫的なもので性慾を包んだもの——が何か非常に価値のあるもの、美しいもの、生命的なものだなどは全く思はれない。極めて厄介な本能、または前時代からの遺産、或ひは我々の書く小説に大衆性を与へるための余り感心しないが手っ取り早い道具、と云ふ風にしか考へてゐない。」⁽³⁰⁾というように、多くの知識人の内には根強い性蔑視があった。幸徳秋水と菅野すがの同棲事件、大杉栄の口蔭茶屋事件は、いずれも同志の離反を招き、小林多喜二はダンスホールへ行って「左翼闘志にふさわしくない」と非難されるなど、一種の禁欲主義が支配的であった。それゆえ、北明のようなゲリラの方法とは相いれず、共闘するどころか糾弾する側に回ったのである。

また民衆自体にも性の解放を希求する反面、自らの内なる通俗道徳によって、新しい性のありようを反道徳的と糾弾した面がある。⁽³¹⁾たとえば、女性雑誌の性欲記事にたいする批判は、「女はそのようなものに関心を持つべきではない」という既存のモラルを前提としているのである。

結局、恋愛結婚論は、制度的結婚による性関係の正当化を、恋愛による正当化に転換するものであり、産児制限論は、主に経済状態や女性の解放という観点から論じられ、性自体は後景に押しやられている。その結果、恋愛は私事だが結婚は責任や自制が必要な公事だから、いかに熱烈な恋愛でも「産児の可能ある結婚をしては、酷に非社会的で

あり、利己的⁽³²⁾である。「個人の絶対的自由は、……当然生殖の行為を含む結婚においては来るべき子供ということによって種々なる制限がおかれなければなりません⁽³³⁾」という主張も現われる。

そして、梅毒やてんかん者、精神病者、健康な子供を得る見込みのない人の「恋愛はどうてい結婚に導く権利をもちませぬ⁽³⁴⁾」「国家が国家の進歩発展と重大な利害関係のある国民の生殖行為を今日のように個人の自由のみ放任せず、子供の権利を保護しよう国法をもってそこに制限をおく必要がありはしないとさえ考えております⁽³⁵⁾」という発言まで出てくるのである⁽³⁶⁾。

快楽としての性こそが人間を動物と峻別するのに、それは軽視あるいは蔑視され、生殖目的が性を正当化する。平塚らいてうが、普通の女性は避妊に道德的不快を感じるとし、それは「性行為を、その結実である子供に対する責任から切り離して、ただ単に自分たちの利那の官能的享楽の目的のみに行うことに対する、人間の魂の感ずる道德的不満⁽³⁷⁾」だと述べるのは、その典型であろう。

例外的なのは、明治末にいち早く家庭や男女関係を論じた堺利彦である。性行為を「是れ楽みの為」と知っていても、人はそれを言うのをはばかる。『楽み』は果して罪悪であるか、快楽は果して不道德であるか⁽³⁸⁾という主張を、多数の民衆や知識人は内面化し得なかったのである。ゆえに、いかに従来性の規範を逸脱し、あるいは批判しても、性それ自体は正当化されなかった。そして、正当化し得ない性には、後ろめたさや卑しさがつきまとった。ここにも二重規範が見られるのである。その根底にあるのは、大義名分に弱い日本人の心性であり、また、遊びや快楽が「正當な」目的とならないこと自体が検討を要する課題と思われる。

- (1) 堺利彦「多数男子の女子扶養力の減退」『婦人公論』大正一三年八月号（『堺利彦女性論集』三一書房、一九八三年所収）三三一頁。

- (2) 土田杏村『道德改造論』（第一書房、昭和六年）七七頁。

- (3) 富士川游「婦人雜誌と性慾問題」(『中央公論』昭和三年六月) 七九頁。
- (4) 山川菊栄「コモーションリズムの一表現」(『中央公論』昭和三年六月) 七四頁。
- (5) 千葉龜雄「女性の性的新道徳観」『異性を観る』黎明社、大正二三年(現代のエスプリ)一八八号、一九八三年所収) 二一〇頁。
- (6) 高橋徹「都市化と機械文明」(『近代日本思想史講座』第六卷、筑摩書房、一九六〇年) 一九二頁。
- (7) 片岡鉄兵「モダン・ガアルの研究」(『近代庶民生活誌』第一卷、三一書房、一九八五年所収) 一七二頁。
- (8) 前掲『異性を観る』一六四頁。
- (9) 同書、一六六頁。
- (10) 森本厚吉「新婦人と文化運動」(吉野作造・有島武郎・森本厚吉「私どもの主張」文化生活研究会、大正二〇年) 一九四頁。
- (11) 山本宣治「結婚 三角関係 離婚」『改造』大正二二年一月(『山本宣治全集』第三卷、汐文社、一九七九年所収) 一四三頁。
- (12) 与謝野晶子「未来の婦人となれ」(『定本与謝野晶子全集』第一七卷、講談社) 六頁。
- (13) 太田典礼『日本産児調節史』(家族計画協会、一九六九年) 参照。
- (14) 杉森孝次郎『性意識の哲学化』(黎明社、大正二三年) 一四九頁。
- (15) 森本厚吉「労働問題の目標」(『雄弁』大正九年四月) 五七頁。
- (16) 堺利彦「産む自由と産まぬ自由」『世界人』大正五年二月号(前掲『堺利彦女性論集』所収) 三二〇頁。
- (17) 前掲「結婚 三角関係 離婚」(前掲『山本宣治全集』第三卷) 一二五〜一二六頁。
- (18) 長谷川如是閑「生殖生活の解放から女子独裁へ」(『婦人公論』大正九年一月(『長谷川如是閑選集』第三卷、栗田出版会、一九七〇年所収) 二二九〜二三〇頁。
- (19) 同書、二二二〜二三三頁。
- (20) 前掲『異性を観る』一二六頁。
- (21) 平塚らいてう「女として生活するうえにおいて我が現行法に対して感じたこと」『女性改造』大正二一年一月(『平塚らいてう著作集』第三卷、大月書店、一九八三年所収) 二五〇〜二五一頁。
- (22) 米田庄太郎『恋愛と人間愛』(弘文堂書房、大正二二年) 二二頁。
- (23) 与謝野晶子、前掲「未来の婦人となれ」七頁。

- (24) 平塚らいてう「差別的性道徳について」『婦人公論』大正五年秋季特別号（前掲『平塚らいてう著作集』第二卷所収）一八四～一八七頁。
- (25) 堺利彦「処女とは一種の侮辱」『女の世界』大正九年一月（前掲『堺利彦女性論集』所収）三三八頁。
- (26) 与謝野晶子「自ら責めよ」（前掲『定本与謝野晶子全集』第一七卷所収）三〇五頁。
- (27) 梅原太郎「ペールをはがすもの梅原北明」（『大衆文学研究』昭和三年三月）五五六頁。なお、梅原北明について付記すると、明治三四年に生まれ、文芸市場社を創設後は異色雑誌や珍本をやつぎばやに発行するが、そのほとんどが発禁になった。出版規制の強化で根本が出せなくなると大衆文学の執筆で糊口をしのいだ。たとえば、吉川英治の名で『新青年』に連載小説を発表している。また、興行師として日劇再建に手を貸しライン・ダンスを導入し、チャップリンの『街の灯』を輸入した人物でもある。発疹チフスのため昭和二年に死去している。
- (28) 谷沢永一「エロ・グロ・ナンセンス」『カフェ時代』梅原北明など（『日本文学研究資料刊行会編『昭和の文学』日本文学研究資料叢書』有精堂出版、一九八一年）
- (29) 前掲「ペールをはがすもの梅原北明」五六二頁。
- (30) 村山知義「近代人の享楽生活——我々と享楽」（『新潮』昭和四年一月）三九～四〇頁。
- (31) 拙稿「昭和モダニズムに関する一考察」（『近代日本研究』第六卷、一九八九年）
- (32) 前掲「性意識の哲学化」一一五～一六頁。
- (33) 平塚らいてう「結婚の道徳的基礎」（前掲『平塚らいてう著作集』第三卷所収）一八頁。
- (34) 同書、二〇頁。
- (35) 同書、二〇頁。
- (36) らいてうは、梅毒男性の結婚禁止法案や拒婚運動を考案するが、現在のエイズ患者差別と重なる面がある。大正期は、障害者の生存権よりも優性思想の方が強かった節があり、今後の検討課題としたい。
- (37) 平塚らいてう「避妊の可否を論ず」（『日本評論』大正六年九月（前掲『平塚らいてう著作集』第二卷所収）三三八頁。
- (38) 堺利彦「男女結合の目的」（『平民新聞』明治四〇年四月一日（前掲『堺利彦女性論集』所収）二二六頁。

おわりに

諸説入り乱れて統合力を欠いたとはいえ、国家が牛耳ってきた性にまつわる事柄を表だって論じ、性を規制・管理する国家に対して批判を加えたことの意味は大きかったと思われる。だが、すべては結局敗退に終わる。エロ・グロ・ナンセンスを頂点とする民衆の開放的な性風俗は、総力戦体制の前にあえなく消え去っていった。産児制限論は「生めよ殖やせよ」の国策の前ではひとまりもなかった。昭和一二年以降は、新聞、雑誌など一切の出版物に対して産児調節関係の記事や論文を載せたら発禁にするとの警告が出され、産児調節論者は一人残らず執筆禁止となった。戦争という「非常時」に際しては、避妊に限らず、性や恋愛は語ることもさえも許されなくなったのである。そして、性的規範意識から全く自由になったかに見える現在日本において、性教育は相変わらずの遅滞ぶりを見せている。婚姻制度にしても、戦後の民法によって改善されたとはいえ、昨今の夫婦別姓問題でも明らかのように、根本的な制度変革はないまま今日に至っているのである。

本稿で取り上げた諸潮流の敗退の原因は何であったのか。一つには出版規制が挙げられるだろう。だが、それよりも大きな理由は、前節でも述べた民衆と知識人との分断、そして、民衆と知識人それぞれが抱いていた性意識に内在していた、国策とは違った次元での性の矮小化と禁欲主義にあったのではないだろうか。